

集落活性化支援事業補助金(自治会活動の活性化)の概要

1 目的

持続可能な自治会活動の実現を図るため、自治会の新たな担い手を確保するための取組を行う自治会を支援します。

2 補助対象者・事業実施主体

自治会(町内会など)

3 用語の定義

1 「新たな担い手」は、「若者」、「女性」、「外国人」、「子ども」とします。

2 「若者」とは、18歳から40歳未満の方です。

3 「子ども」とは、高校生以下の方です。

4 補助対象事業

自治会の新たな担い手を確保するために実施する以下の事業とします。

- (1) 地域の若者、女性、外国人、子どもに対するサポート活動
- (2) 地域の若者、女性、外国人、子どもを対象としたイベントの開催
- (3) 若者、女性の自治会役員登用の促進

5 補助対象経費

4の事業実施に必要となる経費(報償費、旅費、消耗品費、食糧費、原材料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、工事請負費、保険料)とします。ただし、次に該当する経費は対象外とします。

- (1) 経常的な維持管理に関する経費
- (2) その他、本事業の用途として適当と認められない経費

6 補助率等

1 自治会につき補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を限度とします。
(百円未満切り捨て)

7 交付申請の期間 令和7年4月25日(金)～令和7年7月31日(木)

※市に提出後、申請書を取りまとめて県へ提出します。県から交付決定された自治会が、補助を受けることができます。

※交付決定後、事業着手となります。交付決定前に着手したのものは対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

【問合せ先】 鯖江市市民生活部市民役推進課 TEL : 0778-53-2214 FAX : 0778-51-8156 市民役推進グループ e-mail:Shuyaku@city.sabae.lg.jp
--

集落活性化支援事業補助金（自治会活動の活性化）チェックリスト

下記のすべての設問で「はい」の場合のみ補助対象経費の2分の1（上限10万円）を補助します。

1	下記のいずれかの事業を実施する。 ・新規事業（これまで実施していない事業） ・これまで実施してきた事業に新たな企画や取組みを追加したもの	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	新たな担い手（若者・女性・外国人・子ども）を対象とした下記のいずれかの事業を実施する。 ・新たな担い手に対するサポート活動 ・新たな担い手を対象としたイベントの開催 ・若者、女性の自治会役員登用の推進	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	（新たな担い手を対象としたイベントの開催の場合） 次の要件を <u>すべて</u> 満たしている。 ・自治会が主催し、その地域内の自治会未加入世帯を含む全世帯の対象者が参加可能なイベントであること ・イベントの対象者を、若者、女性、外国人、子どものいずれかまたは複数組み合わせたものに限定し、対象者以外の不特定多数に参加を呼びかけるイベントでないこと ・参加者数に占める対象者の人数が過半数となること ・政治または宗教活動を目的としたイベントではないこと ・営利を目的としたイベントではないこと ・その他、本事業の目的や要件から適当と認められないイベントでないこと	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

<昨年度の事業例>

- ・夏休み限定子ども寺子屋

地元野菜の収穫体験やレクリエーション、宿題サポートなどを実施し、夏休みに子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供した

- ・小学生を中心とした避難所運営訓練

小学生をちびっ子防災隊に任命し、消火訓練や炊き出し体験、備蓄食料の試食会を行った

- ・女性向け防災・防犯イベント

井戸端会議のような気楽に楽しめる雰囲気ですら防災・防犯に関する研修会等を定期的に開催し、コミュニティを活性化させるとともにいざというときの防災・防犯力を高めた

- ・町内公民館を利用した三世代料理教室

改修した町内公民館を中心とした地域活性化と女性のエンパワーメントを目指し、親世代・祖父母世代の女性が協力して町内の子どもに料理教室を定期開催した